

令和4年度

宇佐市農業委員会  
第11回(2月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

## 宇佐市農業委員会第11回定例総会会議録

令和5年3月6日（月）午前9時30分より宇佐市役所本庁23会議室において会長が第11回（2月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

1番	赤坂 州男	委員	2番	安倍 隆司	委員	3番	西 時行	委員
4番	久保 公志郎	委員	5番	永松 徳章	委員	6番	安部 仲雄	委員
7番	萩原 久邦	委員	8番	久保田 昭廣	委員	9番	安部 正博	委員
10番	川谷 正一	委員	11番	佐藤 俊徳	委員	12番	河野 一雄	委員
15番	塚崎 正和	委員	17番	池田 雅彦	委員	18番	安藤 宝太	委員
19番	阿部 善浩	委員						

欠席委員

13番 永岡 卓巳 委員 14番 丹生 猛 委員

事務局

石川事務局長、山崎農政係総括、遠嶋農地係総括、農地係小林副主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2	議案	第65号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案	第66号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案	第67号	非農地証明願について
	議案	第68号	農用地利用集積計画(案)の決定について
	議案	第69号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について
	報告	第31号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告	第32号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の 解約通知について
	報告	第33号	2a未満の農業用施設用地への転用について
	報告	第34号	農地法第3条許可処分の取消について
	報告	第35号	令和5年度宇佐市農作業標準料金について

事務局 長 （あいさつ）

定刻より7分程早いですが、ただ今から令和4年度第11回2月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中17名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議長 （あいさつ）

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、1番 赤坂 州男 委員、18番 安藤 宝太 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の小林副主幹を指名いたします。以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

なお、本議案は15番 塚崎 正和 委員にかかわる案件がございます。よって宇佐市農業委員会会議規則第26条の規定により議事参与が制限されますので、15番 塚崎 正和 委員 は退席をお願いいたします。

（15番 塚崎正和 委員退席）

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第65号3条許可申請は22件で、地区毎の内訳は、長洲地区3件、5筆、6,371㎡、宇佐地区3件、4筆、5,429㎡、駅川地区3件、16筆、10,815㎡、四日市地区5件、19筆、33,764㎡、安心院地区2件、3筆、4,537㎡、院内地区6件、25筆、34,355㎡となっております。

2ページをお開きください。

議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定によ

り、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和5年3月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

番号2と3は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

長洲地区 番号3 【議案書番号長洲3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

4ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲受人が所有する農地の隣接農地を取得するものです。

宇佐地区 番号3 【議案書番号宇佐3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

5ページをご覧ください。

駅川地区です。

番号1と2は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

6ページをお開きください。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

番号1は、譲渡人が高齢で労力不足のため、番号2は、遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

7ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

8ページをお開きください。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が所有する農地は耕作不便なため、隣接する農地を所有する譲受人がその農地を取得するものです。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号5 【議案書番号四日市5朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

10ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望により、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

11ページをご覧ください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

12ページをお開きください。

院内地区 番号2 【議案書番号院内2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

院内地区 番号3 【議案書番号院内3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

院内地区 番号4 【議案書番号院内4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

院内地区 番号5 【議案書番号院内5朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲受人が所有する農地の隣接農地を取得するものです。

院内地区 番号6 【議案書番号院内6朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 　はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和5年3月1日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中5名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区3件、宇佐地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 　駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和5年3月2日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員13名中13名出席のもと開催いたしました。

議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区3件、四日市地区5件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和5年2月28日午前10時より、院内支所 多目的ホールにおいて、農業委員7名中5名、農地利用最適化推進委員11名中8名出席のもと開催いたしました。

議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」

安心院地区2件、院内地区6件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第65号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第65号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議事が終了しましたので、15番 塚崎 正和 委員に対する議

事参与制限を解除いたします。

(15番 塚崎正和委員 着席)

議 長 次に議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。  
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第66号 5条許可申請は9件となっています。  
地区ごとの内訳は、長洲地区1件、1筆、421㎡、宇佐地区1件、2筆、2,305㎡、四日市地区5件、9筆、3,891㎡、安心院地区2件、2筆、1㎡となっています。  
14ページをお開きください。  
議案66号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。  
令和5年3月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
15ページをお開きください。  
長洲地区です。  
長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】  
売買による所有権移転です。  
一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。  
立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。  
16ページをお開きください。  
宇佐地区です。  
宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】  
31年間の賃貸借権の設定です。  
店舗としての転用で、コンビニエンスストアを建築する計画です。  
立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。  
17ページをご覧ください。  
四日市地区です。  
四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】



売買による所有権移転です。

駐車場及び進入路用地としての転用ですが、すでに平成18年3月頃から転用されており、その事を深く反省する始末書が添付されています。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

建売住宅としての転用で、建売住宅1棟を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

四日市地区 番号4【議案書番号四日市4朗読】

20年間の賃貸借権の設定です。

駐車場用地としての転用で、貸駐車場29台分を整備する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

16ページをお開きください。

四日市地区 番号5【議案書番号四日市5朗読】

売買による所有権移転です。

建売住宅及び駐車場用地としての転用で、建売住宅4棟及び駐車場7台分を整備する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

19ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区番号1と2は関連がありますので一括して説明させていただきます。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

安心院地区 番号2【議案書番号安心院2朗読】

3年間の賃貸借権の設定です。

営農型太陽光発電施設への一時転用です。この申請は令和2年2月付けで3年間の一時転用許可受けていたものを3年間延長するための申請となります。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請について」

長洲地区1件、宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請について」

四日市地区5件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
安心院地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第66号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第66号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第67号「非農地証明願について」を、議題に供します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第67号非農地証明願は、19件で、地区ごとの内訳は、長洲地区4件、4筆、87㎡、宇佐地区3件、3筆、3,067㎡、駅川地区3件、4筆、952㎡、四日市地区3件、3筆、514㎡、安心院地区5件、5筆、3,522㎡、院内地区1件、1筆、146㎡となっています。

20ページをお開きください。

議案第67号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証

明の願出があったので審議を求める。

令和5年3月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
21ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

昭和40年頃から雑種地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

昭和50年頃から道路敷きとして利用しているため非農地証明願を行うものです。

長洲地区 番号3 【議案書番号長洲3朗読】

昭和60年頃から水路として利用しているため非農地証明願を行うものです。

長洲地区 番号4 【議案書番号長洲4朗読】

平成14年6月3日付で農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

22ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

昭和63年11月4日付で農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】

昭和40年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

宇佐地区 番号3 【議案書番号宇佐3朗読】

平成8年9月頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

23ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

平成14年1月31日付で農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

昭和61年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

昭和31年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

24ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

平成14年頃から水路として利用しているため非農地証明願を

行うものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

昭和60年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

農地法施行以前の大正14年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

25ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

昭和47年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

昭和63年3月31日付で農地法第4条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

昭和62年頃から雑種地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号4 【議案書番号安心院4朗読】

昭和53年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号5 【議案書番号安心院5朗読】

昭和35年頃から原野化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

27ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

昭和53年2月6日付で農地法第4条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 　はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第67号「非農地証明願について」

長洲地区4件、宇佐地区3件について、担当地区農地利用最適

化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第67号「非農地証明願について」

駅川地区3件、四日市地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第677号「非農地証明願について」

安心院地区5件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第67号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第67号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。

次に、議案第68号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 28ページをお開きください。  
議案第68号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和5年3月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
29ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、30ページ以降のようになっております。続きまして、35ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、36ページ以降のようになっております。続きまして、44ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転は集計表 朗読】

詳細につきましては、45ページ以降のようになっております。以上、計画の内容は、市の基本構想に適合すること、利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、必要な農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。  
ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区お願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第68号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第68号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第68号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第68号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第68号は原案のとおり決定し、市長



にその旨を通知いたします。

次に、議案第69号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 46ページをお開きください。

議案第69号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）について市長より意見聴取の依頼があったので審議を求める。

令和5年3月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
47ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、48ページ以降のようになっております。先ほどの農用地利用集積計画（案）で農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この農用地利用配分計画（案）にて担い手へ貸付ける内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第69号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、長洲地区、宇佐地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第69号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、駅川地区、四日市地区の農用地利用配分

計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第69号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、安心院地区、院内地区の農用地利用配分計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第69号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第69号は原案のとおり承認しました。以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。報告第31号から35号を一括して事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、一括してご報告させていただきます。

57ページをお開きください。

報告第31号「農地法第3条の3の規定による届出について」

農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。

令和5年3月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は58ページからの8件がございました。

地区毎の内訳は、宇佐地区3件、4筆、3,477㎡、駅川地区1件、6筆、13,695㎡、四日市地区2件、6筆、5,083㎡、安心院地区2件、30筆、26,636㎡、院内地区1件、9筆、6,946㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

66ページをお開きください。

報告第32号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和5年3月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は67ページからの33件がございました。

地区毎の内訳は、長洲地区1件、1筆、2,986㎡、宇佐地区7件、12筆、20,765㎡、駅川地区5件、15筆、20,502㎡、四日市地区17件、41筆、54,966㎡、安心院地区3件、8筆、12,783㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

79ページをお開きください。

報告第33号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出について」

農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があったので、ここに報告する。

令和5年3月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は80ページからの1件がございました。地区毎の内訳は、院内地区1件、1筆、53㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件等を確認し、いずれも要件を満たしていることから、届出を受理しております。

81ページをお開きください。

報告第34号「農地法第3条許可処分の取消について」

農地法第3条第1項の規定による許可処分については、取り消したのでここに報告する。

令和5年3月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は82ページからの1件がございました。

安心院地区1件、4筆、6,045㎡です。安心院地区1番は、平成28年9月30日付け売買による所有権移転で3条許可済みとなっていました。譲受人が耕作不能のため、許可処分を取り消したものです。

83ページをお開きください。

報告第35号「令和5年度宇佐市農作業標準料金について」

令和5年度宇佐市農作業標準料金を決定したので、宇佐市農作業標準料金設定会議設置要領第6条に基づき、ここに報告する。

令和5年3月6日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

84ページをお開きください。

【内容説明】

以上で報告の説明を終わります。

議 長 　ただ今の報告第31号から35号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議 長 　質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議 長 　よろしいですか。それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事 務 局 　来月3月の令和4年度第12回定例総会は、3月31日金曜日、午前9時30分から本庁2階25・26会議室で行う予定にしておりますので、よろしくをお願いします。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議 長 　それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第11回定例総会を閉会いたします。

午前10時30分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和5年3月6日

議 長 菅原 維範 ⑩

署名委員 赤坂 州男 ⑩

署名委員 安藤 宝太 ⑩

議長と署名委員の自筆署名及び押印については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名及び押印した原本については、事務局で保管しています。